

大阪市住宅供給公社 行動計画

公社職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日

2. 内容

目 標 1

子育てにかかる制度について、すべての職員に周知、理解を図り、意識を高めることによって、男性職員についても休暇の取得を図る等、子育てをしやすい環境づくりを行う。

<対策>

- ・平成 30 年 7 月末までに休暇制度等(育児休業・子の看護休暇など)について、全職員に周知する。
- ・配偶者分べん休暇等、休暇の制度を周知し、男性職員の休暇の取得の推進に努める。

目 標 2

職員が健康保持・増進することができる職場環境とするため、引き続きノー残業デーを実施する。

<対策>

- ・従来から実施しているノー残業デーについて、更なる定時退社の励行に向けて全職員に周知し、継続実施する。

目 標 3

連続休暇取得の奨励を行うとともに、年次有給休暇の一人当たりの平均取得日数が平成 29 年度を上回るよう取得を促進する。

<対策>

- ・平成 30 年 4 月から休暇の取得状況について実態を把握する。
- ・平成 30 年 7 月から各部署において休暇の取得計画、目標の設定を行う。